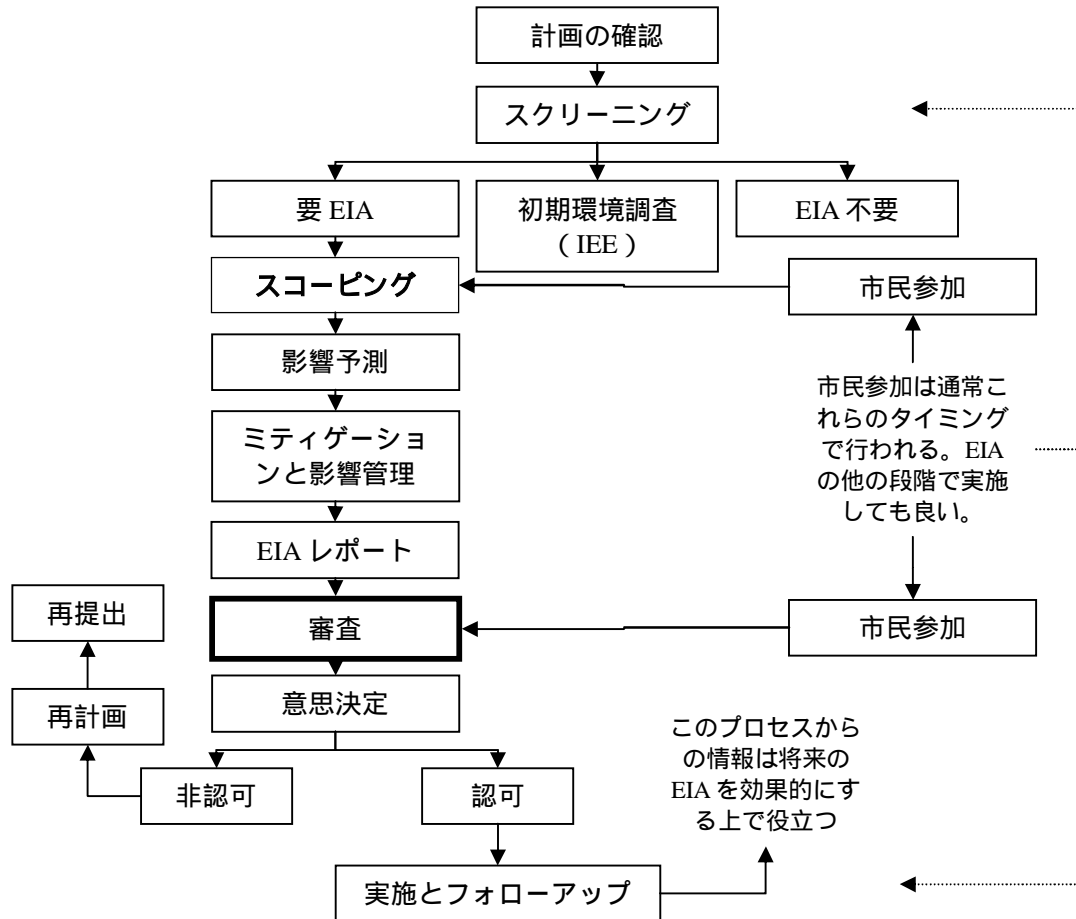


トピック 9 EIA の質の審査 (Ver. 090924)

本資料は、*Environmental Impact Assessment Training Resource Manual, Second Edition (UNEP 2002)* のトピック 9 の和訳案です。ほぼ直訳したため、ところどころ訳が適切でない箇所があるかもしれません。おかしなところに気づいたら訳者（浦郷 Urago@ba2.so-net.ne.jp）までご連絡ください。意味の不明確な箇所は、原典にあたって確認したほうが確実でしょう。

トピック 9 EIA の質の審査.....	2
目的.....	2
妥当性（審査の意義）.....	2
タイミング.....	2
チェックリスト.....	3
セッションの概要.....	3
<i>Annex 1: EIA レポート作成に先立ち実施される有効的審査フレームワーク.....</i>	<i>13</i>
参考資料.....	14
より深く知るための資料.....	14
トレーニング.....	15
ディスカッションのテーマ.....	15
スピーカーのテーマ.....	15
グループ活動 9-1: EIA の質を審査する.....	15
グループ活動 9-2: EIA の質を審査する.....	16
PPT.....	17
配布資料 9-1 EIA レポート審査の手順.....	20

トピック 9 EIA の質の審査



目的

EIA レポート審査の役割（と Contribution）を理解する。
 審査のために使われる手続きや手法に慣れる。

妥当性（審査の意義）

EIA レポート審査は、EIA プロセスの中に組み込まれた重要な「抑制と均衡（Checks and Balances）」の機能を果たす。審査によって、提出された情報の信頼性と、意思決定を行うに足る情報が確保されるのである。実際、審査によって EIA レポートの質が著しく向上することがあり、より開かれた認可とより良い環境保全につながる。

タイミング

3 時間（トレーニングの時間を除く）

トレーニングのためのメモ

トレーナーは参加者のニーズや背景に応じて、このセクションが参加者に最も適したものになるようプレゼンテーションをデザインすべきです。プレゼンテーションの時間は参考程度のものであります。

トレーニングに使う時間は、参加者の状況、技術、知識、グループの大きさによって大きく変わる可能性があります。

チェックリスト

適宜以下のようなものを準備する

- 地元の EIA システムの審査に責任を持つ政府組織や機関のリスト
- EIA 法制度やガイドラインで定められた手続きや要求事項
- EIA レポートの質を審査するために地元で使われている、または適用可能な審査手法や審査基準
- 地元で行われた EIA レポート審査の事例とその結果
- 通常行われている市民による審査手続きの概要と、意思決定に関連付けられている程度
- 提出または EIA レポート審査に反映された市民の意見のコピー
- EIA レポートに対する市民意見を収集し、取りまとめるシステムの事例
- EIA レポートの質に言及した研究論文のコピー
- 審査関連の支援が可能な個人、政府機関、民間組織、環境情報センターなどの担当者名と電話番号
- ビデオ、雑誌の記事、話題提供者のリスト、ケーススタディなど利用可能な他の情報

セッションの概要

あなた自身を紹介し、参加者にも自己紹介をしてもらって参加者を歓迎しましょう。このセッションのカバーする範囲、目的、なぜ重要なのかの概略を説明しましょう。

(PPT 1)

EIA レポートの審査は EIA 手続きの中の正式な一ステップである。審査は、EIA レポートが TOR に準拠しているか、意思決定に十分な情報が記載されているかを確認しなければならない。審査の段階は通常、大きな影響やミティゲーションに対して、市民が意見を言う機会を提供する。

システムティックで透明性の高い審査の手続きは、レポートで記述されている影響が信頼できるものかどうかを意思決定者が確認しやすくし、EIA プロセスに国民の信頼を与える。このセクションでは、EIA レポート審査をよりよくするための目的、要素、ステップなどを解説する。参考資料では、さまざまな国で実施されている審査手続きも紹介されている。

EIA 審査手続きの目的と役割を紹介しましょう。

(PPT 2)

審査の目的は、EIA で集められた情報の質と完全性を確かなものにするることである。審査が正式な手続きを踏んで実施された場合、審査は、事業認可を受けるために提出された EIA レポートの質の最終チェックとして機能する。このプロセスでは、追加情報や追加ミティゲーションなどが要求されることがある。EIA 審査の主な目的は以下のようなものである。

- EIA レポートの適切性や質を評価する
- 市民の意見を考慮する
- 最終決定を行ううえで十分な情報が入っているかどうかを判断する
- レポート提出前に、レポートで抜けている重要な点を指摘する

多くの EIA システムでは、審査の段階に、市民に意見を述べることのできる機会が設けられている。しかし、審査の目的は国によって様々である。また審査の手続きは、EIA レポートに対する意見書受付期間の告知から公聴会開催にまで及ぶ。最近のシステムでは、審査は概ね EIA 委員会や審査会によって独立に行われ、透明性が高く厳格なものになってきている。

EIA 作成の前の中間審査や事前審査は、要求事項を十分満たしているかどうかを確認するため、作業の質の非公式なチェックを行うことができる。通常、このようなチェックは監督機関によって実施される。しかし、事業者は、適正評価(due diligence)や品質保証(quality assurance)の一環として EIA の内部審査や模擬審査を行うこともある。このような方法で事業者は、外部審査を受ける前に、自らの業務が適切であるかどうかを確認することができる。このようなことによって、記述不足による遅れや追加情報の要求などを避けることにもなる。

EIA 審査のシステムティックな仕組みを開発することがなぜ重要かを概説し、考慮すべき事項を話し合ってみましょう。グループに対し、そのほか考慮すべき事項があるかどうか聞いてみましょう。

EIA レポートの事前審査は、EIA プロセスの質のコントロールと保証という点で重要な意味を持つ。事前審査は、事業者による自分の事業のアセスメントに対する外部チェックをすることになる。これは多くの EIA システムで正式な手続きにされており、審査機関、他の政府機関もしくは独立した委員会や機関によって実施される。これらに大きな違いはなく、事前審査の通常の

機能は、EIA レポートが要求事項を満たしているか、適切な基準に適合しているかをチェックすることである。

EIA の審査は情報の質の確保が主な役割であるため、どのような手続きであろうとも、厳格に実施することが必要である。実施にあたっては、審査のための明確なガイドラインと条件に基づいて行うか、そのようなものがない場合は、EIA の原則、目的、TOR などに基づいて行う。EIA の審査は、事業者、審査機関や政府が期待していることを知らしめることによって、EIA レポートの質のレベルを徐々に向上させていかなければならない。

(PPT 3)

EIA 審査の要素や考慮すべき項目は、それぞれの国のやり方によって異なる。通常 EIA レポートの適切さや質の審査は、以下のような点から行われる。

- そのレポートには TOR が記載されているか？
- EIA レポートの各項目には必要な情報が記載されているか？
- 記載されている情報は正しく、専門的に裏づけのあるものか？
- 影響を受ける人々や関心を持つ人々の意見は考慮されているか？
- 大きな影響に対するミティゲーションなど、重大な影響に関する記述は、十分かつ満足のいくものか？
- 提示されている情報は、意思決定者や市民にとって分かりやすく明解なものになっているか？
- 提示されている情報は、意思決定や条件設定を行ううえで十分適切なものになっているか？ 最後の質問に対する回答は、審査で最も重要になり、EIA レポートをそのまま提出できるのか、修正が必要なのかを決めることになる。

EIA レポートの審査を行う際に用いられる様々な手続きを調べてみましょう。それらの手続きの中で地元で使うことのできるものは何かを考え、どうすればもっと改善されるのかを参加者に問うてみましょう。

ほとんどの EIA システムは EIA 審査手続きが組み込まれている。しかし、他の手続きと比較しても、審査のための手続きは国や地域によって大きく異なる。EIA 審査は、公式なものと非公式なもの双方に基づいて実施される。大きな違いは特に、市民参加の形態や主導機関の責任に表れている。

すべての EIA 審査に共通な問題は、如何に客観性を保つかということである。責任機関が事業者自身である場合は特に、自分たちに有利な審査結果になりがちである。審査に抑制と均衡(Checks and balances)の観点を組み込むため、審査ガイダンス、審査基準、市民や外部の専門家の参加などが提案されている。より手の届く、公平な審査手続きとしては、機関内部の委員会、外部委員会、EIA 審査の望ましい形とされる裁決機関などがある。

様々な国で実施されている EIA 審査手続きを Box 1 に示す。これら審査手続きは、通常次のような二つのタイプに類別される。

- 内部審査 - 事業監督機関または他の政府組織によって行われる審査であり、正式なガイドラインや手続きが定められている場合もある
- 外部審査 - 政府機関とは独立した外部の組織によって行われる審査であり、市民が意見を取り込むため、公開され透明性の高い手続きで実施される。

(PPT 4)

多くの内部審査は非公式なもので以下のような特徴を持つ。

- 必要経費は比較的安く抑えられる。
- 審査を行う場合、自由裁量に任される。
- 手続きや検討内容の透明性が低い。
- 審査結果記録が欠如する。例えば、意思決定者に提示すべきアドバイスが欠如するなど。

外部審査手続きはより公式なものであり、以下のような特徴がある。

- より高いレベルでの質の確保
- 多かれ少なかれ監督機関とは独立している
- 透明性が高く厳格な手続きを踏む
- 審査ガイドラインや審査基準、審査手法を用いている
- EIA レポートが十分であるか不十分であることを記載した審査結果記録がある
- 独立した委員会、庁間委員会、専門化委員会または審査組織

(PPT 5)**Box 1: EIA 審査手続きのいくつかの例**

- 環境機関による審査(オーストラリア)
- 独立した委員会か調停者 (Mediator) による審査(カナダ、大規模案件のみ)
- 独立した専門家による常設委員会による審査(オランダ)
- 官僚を含んだ専門家からなる常設委員会による審査(イタリア、ポーランド)
- 関連機関委員会による審査(アメリカ合衆国)
- 政府のガイドラインを用いた計画機関による審査(イギリス、ニュージーランド)

出典 : Scholten (1997)

EIA の審査の段階で市民の意見を聞くためには、どのような方法があるのか話し合ってみましょう。これらの方法が地元ではどのような形で適用できるのか考えてみましょう。

市民意見の取り込みは、客観性を強化し、情報の質を確保する上で不可欠なものである。多くの EIA システムでは、EIA レポートに記載された情報に対し、市民審査と市民コメントの機会を設けている。

市民意見の取り込みを行う場合は、意見を持っている人々や団体に対し、適切な時期と適切な機会を与えることが最低限必要である。地域の集落や人々に与える影響が大きい場合や移転が生じる場合には、特により積極的なやり方をするのが望ましい。（市民参加の詳細はトピック 3-市民参加で述べる）

期間を定めた市民によるレビューと正式な告知手続きが行われることが通常である。告知は通常、EIA レポートの縦覧場所と意見提出方法が記載されている。意見提出は記述式であることが多い。しかし、記述式であると、事業によって直接影響を受ける人々など、多くの人々の意見を取り込めない可能性がある。

いくつかの国では、より広範かつオープンな審査手続きのために、公聴会（Public Hearing）などの方法を採用し、影響を受ける人々や関心のある人々から EIA レポートに対する意見を集めている。これらの方法は、通常大規模な事業や問題になっている事業に対してだけ適用される。それ以外の事業では、それほど徹底した形の意見収集を行っていない。しかし、すべての事業で、関連する人々に合わせた形の意見収集を行うことが重要である。

(PPT 6)

EIA レポート審査の手順を整理してみましょう。これらの手順が地元で用いられている手続きとどのように関係しているのか話し合ってみましょう。

次に示すステップは、EIA レポートの審査を効果的に実施するうえで役に立つでしょう。

- 審査をどの程度広範に、どの程度詳細に行うのかを決める
- 審査者を決める
- 市民からのインプットを参照する
- 審査基準と検討すべき項目を決める
- 審査を実施する
- 不足部分を如何に補足するかを決める
- 結果を報告する

審査の程度を決める

審査開始時に以下の二つの質問に対する回答を得ておく必要がある。

- 審査にはどれだけの時間をかけることができるか
- 審査のために必要な資料は利用できる状態か

これらの質問に対する回答は、EIA システムの審査規定と TOR によっておおむね決まってくるであろう。事業の種類によって、審査の時間と程度が決まってくる。問題になっている事業や大きな影響の予想される事業は、概ね詳細な審査が必要になる。審査の程度の幅は、一人の人間による迅速な通覧から、審査のために組織された専門家チームによる詳細な審査まで、様々である。

審査者の選定

事業の環境的特性や技術的特性に応じて、審査に必要なチームまたは個人に求められる専門性が決まる。たとえば、固形廃棄物処分場の EIA レポート審査チームには、埋め立ての専門家、水文の専門家、環境修復の専門家などが含まれることになる。審査の規模に応じて、事務的サポートや技術的支援が必要になる場合もある。

市民からのインプットを参照する

多くの国での EIA 審査をみると、市民意見は審査の成否の鍵を握っている。市民の意見は EIA レポートの質をチェックし評価するうえで重要な役割を果たすことが知られている。たとえば、影響を受ける環境や集落の記載に関すること、残存影響の残る場所、保全対策措置の効果、代替案の選択に関することなどである。

(PPT 7)

審査基準の特定

システムティックな審査は、特定の審査基準に基づいて行われるものである。この基準は以下のような質問によっても決めることができる。

TOR またはガイドラインを審査に利用することができるか？

もしできない場合、審査の最初のステップは、問題になりそうな事項と EIA レポートに記載されている影響を再度簡単にスコーピングすることである。この作業にはスコーピングの手法が活用できる（トピック 5 スコーピング参照）。

同じような条件の類似事業の EIA レポートの審査結果を利用できるか？

似たような条件の類似事業の EIA レポートや審査結果は、重大な影響や意思決定に必要な情報の種類をチェックする上で有効な参考資料となる。これらは、関連諸国のものやその他の地域のものでも利用できる。また、工事中や供用後段階の類似事業で発生した問題からの教訓も大変有効である。これらによって、工事中や供用後に発生しやすい問題の本質を見抜くことができるようになる。

どの審査基準が利用できそうか？

EIA 審査に役立ちそうな一般的な審査基準には以下のようなものがある。

- EIA の法的要件(もしあれば)
- 関連する環境基準、ガイドラインまたは条件
- 望ましい EIA の原則
- 事業に関する知識と同種の事業に典型的な影響とミティゲーション

包括的な審査はどんな場合に実施するのが適切か？

EIA レポートの包括的な審査は、収集した情報に重大な欠陥がある場合など、ある条件がそろったときに実施する必要がある。この審査には EIA プロセス

の中のレポート審査も含まれる。Box 1 に列記された一部またはすべての要素を考慮する必要がある。

ほかの事例では、重要な項目を技術的用語を使わずに簡潔に記載されている要旨部分に特別な注目が集まることがある。この部分は、EIA レポートの中でも、意思決定者や市民に最も読まれやすいところである。要旨を読むと、レポート本編の情報が明解かつ正確に伝達されているかどうか分かる。

(EIA 審査手法の更なる情報は次のセクションで紹介する。一連の審査基準と全体的なプロセスはトピックの末尾にある参考資料に示す。)

Box 2: 包括的 EIA 審査で検討すべき項目

- スコーピングの適切さ
- 影響予測の正確さ
- 影響の評価に使われた基準
- 代替案の比較
- ミティゲーションの適切性
- モニタリングと影響管理の必要性
- 市民参加、ステークホルダー関与の方法

(PPT 8)

審査の実施

審査は次の3つのステップで実施可能である。

- ステップ1: TOR、ガイドラインや各種基準、類似事業のEIA レポートやその審査結果などを用いながら、EIA レポートに不足している部分を特定する。
- ステップ2: EIA の不足部分を全てピックアップした上で、意思決定に影響を与える重大な問題点とそれほど重要でないものに区分する。もし深刻な問題点がない場合は、その旨明記すべきである。重要でない不足部分に関する注記は、添付資料にまわすこともできる。
- ステップ3: 意思決定に十分な情報を提供し、事業の適切な実施を促進するため、EIA の深刻な不足部分をどのように、いつ補足するのかを提言する。

不足部分の補足方法を決める

EIA レポートが要求されるレベルに満たない場合、3つの補足方法がある。これらは、不足部分の性質や内容に応じて使い分ける。

EIA レポートの不足部分がとても重大であるため、早急にEIA レポートの補足版か、新たなEIA レポートの提出が必要である。

このような場合審査は、追加情報をどのように収集して記載するかなど、明確な指示を出すべきである。審査チームは、新しいレポートか補足版ができるまで、意思決定が遅れることを理解しておかなければならない。

不足部分はそれほど深刻なものでなく、レポートの追加資料が認可に付加条件をつけることで、補足可能である。

このような場合は、追加の環境情報を収集するために大きな遅れが出ることはなく、意思決定を計画通りに進めることができる。

不足部分は一般的な影響ではないため補足対策が取れず、EIA に情報を追加するか、情報収集に時間や労力がかかりすぎる場合には、意思決定に説明や条件を付加することで対処。

このような場合審査は、不足部分や工事中・供用中の不確実な影響に対するモニタリングを要求することができる。影響が予測よりも悪かった場合は、是正措置をとる必要がある。

EIA 審査と事業の受け入れやすさ

いくつかの EIA システムでは、審査ステージは単に EIA レポートの環境情報の質と適切性だけに着目している。上述したステップ 3 は、審査を結論付けるものでもある。十分か不十分かが述べられ、不十分な場合、深刻な不足部分が特定された上で、対策案が示されることになる。

多くの国では、意思決定のために審査結果の意図を示したり、事業を認可すべきかどうか、環境的見地から問題ないかどうかを示すようなシステムを採用している。

この場合、前述のステップに次のものが追加される。

- ステップ 4: 環境面から、緑色(実施)、赤色(中止)、黄色(条件付認可)の判断が下される。

このステップは、既述の 3 つのステップに続いて実施する。これは、事業実施かどうかを決定する最終的な判断を意味するものではない。最終的な意思決定では、環境面と経済面、社会面のトレードオフを考慮に入れた政治的判断が求められる(トピック 10-意思決定 参照)。

様々な審査方法について概括したうえで、地元ではどのような方法を適用することができるのか話し合ってみましょう。グループのメンバーに、これらの方法またはそれ以外の審査方法の経験があるか聞いてみましょう。

EIA レポートの適切性の審査には様々な方法を用いることができる。審査手法は影響予測で使われているものと概ね同じで、以下のものがある。

汎用チェックリストを用いる方法

チェックリストは審査にも適用可能であり、最初は、その地域の EIA 法制度やガイドラインを遵守しているかどうかを確認しながら用いる。上記セクションで取り上げた様々な条件を利用することもできる。セクター別のチェックリストは、より進んだ段階で EIA レポートの技術的適切性を審査するために使用され、セクター特有の影響、ミティゲーション手法、モニタリングの必要事項などが記載されている(配布資料 9-1 審査チェックリスト参照)。

プロジェクト独自のチェックリストとガイドライン

これらは汎用チェックリストやセクターチェックリストを基に作られ、その事業特有の要求事項や TOR にあわせて作成される。

(PPT 10)

EIA 審査の枠組みとパッケージ

これは多くのものが利用可能である。専門家以外には、マンチェスター大学の EIA センターの開発した審査パッケージがよく利用されている。このパッケージは、7つのパートの評価スケール、取り扱い説明、EIA 構成要素（現況環境、影響予測、代替案の検討など）ごとに判明されたことを記録するためのコレクションシートからなる。その他の審査パッケージも、ガイダンスや審査基準が存在していない場合に利用可能である。

専門家と公認審査員

レポートの適切性を査読するには、一人もしくは複数人の専門家に依頼することもできる。これらの専門家は、EIA レポート作成や調査にかかわっていない第三者的立場である必要がある。いくつかの国では、EIA 専門家は、調査や審査の実施能力があるものとして、公認または登録されている。

公聴会

EIA レポートの公聴会は、EIA レポートの質の最も高いレベルで確認する方法である。公聴会は、収集した情報や明らかになった事に対し、影響を受ける人々や関心を持つ人々にコメントをする機会を広く与える。公聴会が独立した EIA 委員会やコミッション、他の諮問機関によって実施される場合、公聴会の利点が最大限に生かされることになる。公聴会に引き続き、レポートの質を吟味する構造的・システマティックな手続きが行われ、技術的論拠と市民の意見が統合されることになる。

EIA 手続きの包括的審査

EIA レポート作成に先立ち、必要に応じて包括的審査が行われる場合、有効なフレームワークとなる（Annex 参照）。たとえば、レポートに重大な不備があり、ステップを最初からやり直すような場合、この包括的審査が実施されることがある。また有効的な審査は、EIA の要素と活動が如何に EIA の質に影響するかをわれわれが理解するのを助け、審査手続きと審査基準自体も強化される。この点からすると、有効的審査は EIA プロセスの全体的なパフォーマンスを向上させることができる。より詳細な情報はトピック 11-実施とフォローアップで述べる。

EIA レポートを評価するための手続きのベースとなるものを紹介し説明しましょう(配布資料 9-1)

(PPT 9-1)

配布資料 9-1 には、チェックリストと EIA レポートの質の審査を適用する可能性のあるステップのフローチャートが示されている。これは条件にしたがってレポートの出来を評価する単純な表である。審査手続きの最後には簡単な記述式レポートを作成する。ただし、この審査は、認可や意思決定に必要な項目に重点をおいて実施することが重要である。

EIA の枠組みや審査パッケージを用いて実施される多くの事例は、学術的なものが多く、背景や周辺の状態に関連付けられていない。一般的な傾向として、ネガティブになりすぎ、EIA レポートに何が求められていて何が必要かという点よりも、理想的な EIA がどうあるべきかという観点から評価されている。TOR はクリティカルな審査を行う上でのベンチマークとなる。TOR が無い場合は、簡単な再スコーピングや類似事業の EIA を参考にしながら、既述のステップを踏むことができる。さらに審査者は EIA を実施するうえでの制限要因も考慮すべきである。

たとえば、時間的制限があって必要な現地調査が行えず、EIA レポートに環境現況が記載されていないかもしれない。良い事例ではないかもしれないが、これは EIA の現実の一側面でもある。特に環境モニタリングや環境情報システムの存在していない多くの途上国では、特に大きな制限要因となる。

必要であれば、トピックに対する理解を深めるために、トレーニングを含めてください。

その地域に合致したトピックの内容を強調して、プレゼンテーションをまとめ、終了しましょう。

Annex 1: EIA レポート作成に先立ち実施される有効的審査フレームワーク

このEIA 審査のフレームワークは、EIA プロセスがうまく実施されたかをチェックするための質問リスト（たとえば、法的要求事項やTOR を満たしているかなど）であり、その後EIA レポートの質を見ていくことになる。

次のような具体的質問に答えるためには、続く評価基準が使える可能性がある。

- A. 非常に良い（全体的に完全なものである）
- B. 良い（小さな欠落、不足部分がある）
- C. 概ね良い（いくつかの欠落、不足部分がある）
- D. 悪い（重大な欠落、不足部分がある）
- E. 非常に悪い（根本的な欠陥、不備がある）
- F. 意見なし（判断するための情報が不十分）

I. EIA の手続き

次のような活動は十分に満足のいく程度に実施されたか？

- a) スクリーニング - 事業計画は正しく区分されアセスメントが必要か？
- b) スコーピング - 手続きは終了し、以下のような結果になっているか？
 - i) 優先的課題と関連する影響は示されたか？
 - ii) 主な関係者は参加したか？
 - iii) 妥当な代替案が立案されたか？
 - iv) TOR または調査ガイドラインは作成されたか？
- c) 影響分析 - 予定通りに作業は完了し、十分なものか？
 - i) 影響を受ける環境(ベースライン)の状態は記載されているか？
 - ii) 主な影響の推測や予測は次のものを含んでいるか？
 - 間接的影響と累積的影響
 - その他関連する要因
 - iii) 適切なデータベースや手法が使われているか？
- d) ミティゲーション - 必要な方法や環境管理計画は策定されているか？それは以下のものが含まれているか？
 - i) もし計画が策定されていなかったり影響が不確実な場合は、フォローアップやモニタリングは入っているか
 - ii) 危機管理計画や異常事対応の解説や入っているか
- e) 重大性 - 以下の項目に関する残存影響は潜在的に与える影響として評価されているか？
 - i) 残存影響の内容、期間、不可逆性
 - ii) 残存影響が与える地域社会や生態系への影響の大きさ
 - iii) 可能性のある対策や補償方法

II. EIA レポートの質

記載されている情報は、TOR と決められた手続きに沿っているか？その情報とは以下のようなものか？

- i) 十分か - 意思決定を行ううえで十分な情報が
- ii) 適切性 - 情報は正しい形で提示されているか
- iii) わかりやすさ - 意思決定者が理解できるか
- iv) 信頼性 - 専門的・学問的見地から問題ないか
- v) 正当性 - 事業の不確実性に応じてリスクとその影響が明確にされているか
- vi) 実行性 - 判断や条件設定を行うために必要な情報が明示されているか

出典 : *Sadler (1996)*

参考資料

本トピックの主な部分は、以下のような参考資料から、直接引用、参照しつつ作成した。

Boyle J and Mubvami T (1995) *Training Manual for Environmental Impact Assessment in Zimbabwe*. Department of Natural Resources, Ministry of Environment and Tourism, Zimbabwe.

Fuller K (1999) Quality and Quality Control in EIA in Petts J (ed) *Handbook of Environmental Impact Assessment*. Volume 2 (pp.55-82). Blackwell Science Ltd Oxford, UK.

Lee N and Colley R (1992) *Reviewing the Quality of Environmental Statements*. Occasional Paper Number 24, EIA Centre, University of Manchester

Sadler B (1996) *Environmental Assessment in a Changing World*. Final Report of the International Study of the Effectiveness of Environmental Assessment. Canadian Environmental Assessment Agency and International Association for Impact Assessment, Ottawa.

Scholten J (1997) Reviewing EISs/EA reports in *Report of the EIA Process Strengthening Workshop* (pp. 61-90) Environment Protection Agency, Canberra.

より深く知るための資料

Commission of the European Communities (CEC) Directorate General for Environment, Nuclear Safety and Civil Protection (1993) *Review Checklist*. (CEC) Brussels.

EIA Centre, University of Manchester (1995) *Leaflet 11: Reviewing Environmental Impact Statements*. EIA Centre, University of Manchester, UK.

トレーニング

もし参加者が地元の案件に直面している場合は、トレーニングはより有効である。もしその地域で EIA の知見を有する人がいた場合、紹介してもらっても良い。

ディスカッションのテーマ

- 9-1 それぞれの地元では、EIA レポートの審査の責任の所在はどこにありますか？もし他の団体や個人が審査できるとすると、どこかやれそうなところはありますか？
- 9-2 グループ毎に、EIA レポートの審査基準を作ってみましょう。
- 9-3 審査プロセスの中で TOR はどのような役割を果たしますか？もし TOR が利用できない場合、何か他のものはありますか？

スピーカーのテーマ

- 9-1 審査手続きの概要を話してもらうため、地元の EIA レポート審査の経験のある人を招いてください。そして、よくある間違いについて話し合ってみましょう。また、審査プロセスと EIA レポートの質を向上させるための方法について話し合ってみましょう。
- 9-2 EIA レポートが国際機関や複数のドナーの求める条件に合わせて作られた場合、審査プロセスはどのようにするのか、スピーカーに話してもらいましょう。

グループ活動 9-1: EIA の質を審査する

タイトル： EIA レポートを審査する

目的： EIA レポート審査のプロセスと課題を体得する

グループの大きさ： 3 人から 4 人

時間： 1 日（扱う手続きに応じて可変）

必要な資料：

- 各グループに EIA レポートを 1 冊ずつ
- 地元の審査手続きまたはそれに類するものとそのマニュアルのコピー

活動内容：

- 与えられたレポートを評価するための審査手続きをグループごとに実施する。
- 審査結果は、3 ページほどの概要書にまとめる
 - 各グループは、審査結果を環境大臣に対し 10 分間で説明することを想定して、プレゼンテーションの準備をする

- 各グループは、他のグループに対し、10 分間のプレゼンテーションを実施する

グループ活動 9-2: EIA の質を審査する

タイトル: TOR で審査する

目的: 審査基準として TOR をベースに EIA レポートの審査を行う方法を理解する

グループの大きさ: 3 人から 4 人

時間: 1 日 (もし背景となる情報が簡潔であれば短縮してもよい)

必要な資料:

- 各グループに 1 事例ずつ、事業の詳細情報、EIA レポートと TOR を準備
- 地元の審査基準またはそれに類するもの

活動内容:

- EIA レポートが TOR の要求事項を十分に満たしているかどうか、準備された審査基準を使いながら評価する
- TOR 自体に欠陥がなかったか、審査手順をきちんと踏んでいたか話し合う
- 最終的な意思決定を行う前に必要だったと思われる追加情報があったかどうか話し合う
- 事業が認可される上で付加すべきと思われる認可の条件を挙げる
- このグループ活動を通して新たに分かったことを振り返る

PPT

1. EIA プロセスのフローチャート

2. 審査の目的と目指すところ

審査の目的は、EIA レポートの内容が意思決定に十分なレベルになるようにすることである。主な目的は以下のとおり。

- EIA レポートの質を審査する
 - 市民のコメントを考慮する
 - 情報が十分かどうか判断する
 - 修正すべき点を明示する
-

3. EIA の審査 - 考慮すべき事項

- TOR に従っているか
 - 情報は正しく技術的にも適切か
 - 市民の意見を考慮しているか
 - 重要な項目に対する記述は十分か
 - 情報は明解で分かりやすいか
 - 情報は意思決定を行ううえで十分か
-

4. EIA の審査 - 手続きのタイプ

内部審査タイプ：

- 審査のコストが低い
- 審査が甘く、不透明になりやすい
- 審査結果が書面で提示されないことが多い

外部審査タイプ：

- 独立した専門化が EIA の質をチェックする
 - 審査が厳格で透明性が高い
 - 十分な点不十分な点が書面で提示される
 - 審査レポートが公表される
-

5. 審査の手続き

- 環境関連機関
 - 独立した委員会（調整機関）
 - 常設委員会
 - 関連機関委員会
 - 計画機関
-

6. EIA 審査 - 望ましい手順

- 審査のスケールを決める
- 審査者を決める
- 市民意見を取り込む
- 審査基準を決める
- 審査を実施する
- 補正策を決める
- 審査レポートを発行する

7. EIA 審査の基準

次のようなものを使うことが可能（優先順位の高いものから配列）

- TOR
- 類似事業の EIA レポート
- 以下のようなガイドライン
 - EIA の要求事項、ガイドライン、基準
 - 望ましい EIA の原則
 - 事業や事業特有の影響に対する知識

8. EIA 審査の実施

次の 4 ステップアプローチに従ってもよい

- ステップ 1：不足する部分を特定する
- ステップ 2：問題となりそうな不足部分を特定する
- ステップ 3：補正方法を提言する
- ステップ 4：今後起こりそうな事態について意思決定者にアドバイスする（最後のステップはすべてのシステムに当てはまるわけではない）

9. EIA 審査の方法

- 一般的なチェックリスト
- 個別事業用に作成されたチェックリスト
- 審査パッケージ
- 専門家と公認審査員
- 公聴会
- 効果的な審査の枠組み

10. EIA 審査の評価指標

ランク	内容
A	全体的に良くできている。補正すべき重要な箇所はない。
B	全体的に必要な部分はカバーされているが、一部欠落部分や不適切な箇所がある

C	不足部分や不適切な箇所もあるが、概ね必要な事項は満たされている
D	良くできている箇所もあるが、欠落部分や不適切な箇所があり、全体的に要求事項が満たされていない
E	不十分である。大きな欠落部分や不適切な箇所がある。
F	大いに不十分。重要な事項が少しまたは全く実施されていない。
非適用	審査できない。事業の枠組みの中で審査を実施することが適切である。

配布資料 9-1 EIA レポート審査の手順

この手続きは以下の文書を元に作成されている

Lee, N. and Colley, R. (1990) *Reviewing the Quality of Environmental Statements*.
Occasional Paper Number 24. EIA Centre. University of Manchester

and

Boyle, J. and Mubvami, T. (1995) *Training Manual for Environmental Impact
Assessment in Zimbabwe*. Department of Natural Resources Ministry of Environment
and Tourism, Zimbabwe

EIA レポート審査実施の手引き

背景

次表は、EIA レポートの基本的な適切性を審査するための一つの手法を示している。この表はレポートの完全性を審査するには不十分である。次のような手順を踏んで実施することが望ましい。

- 法的要求やドナーの要求に従っているかのチェック
- レポートの科学的技術的適切性のチェック
- レポートの市民によるチェック

この審査は、環境影響評価の手続きと地元の法的要求を熟知している一人の人間によって実施することができるはずである。

審査手順

この審査手順は次ページのフローチャートに示されている。

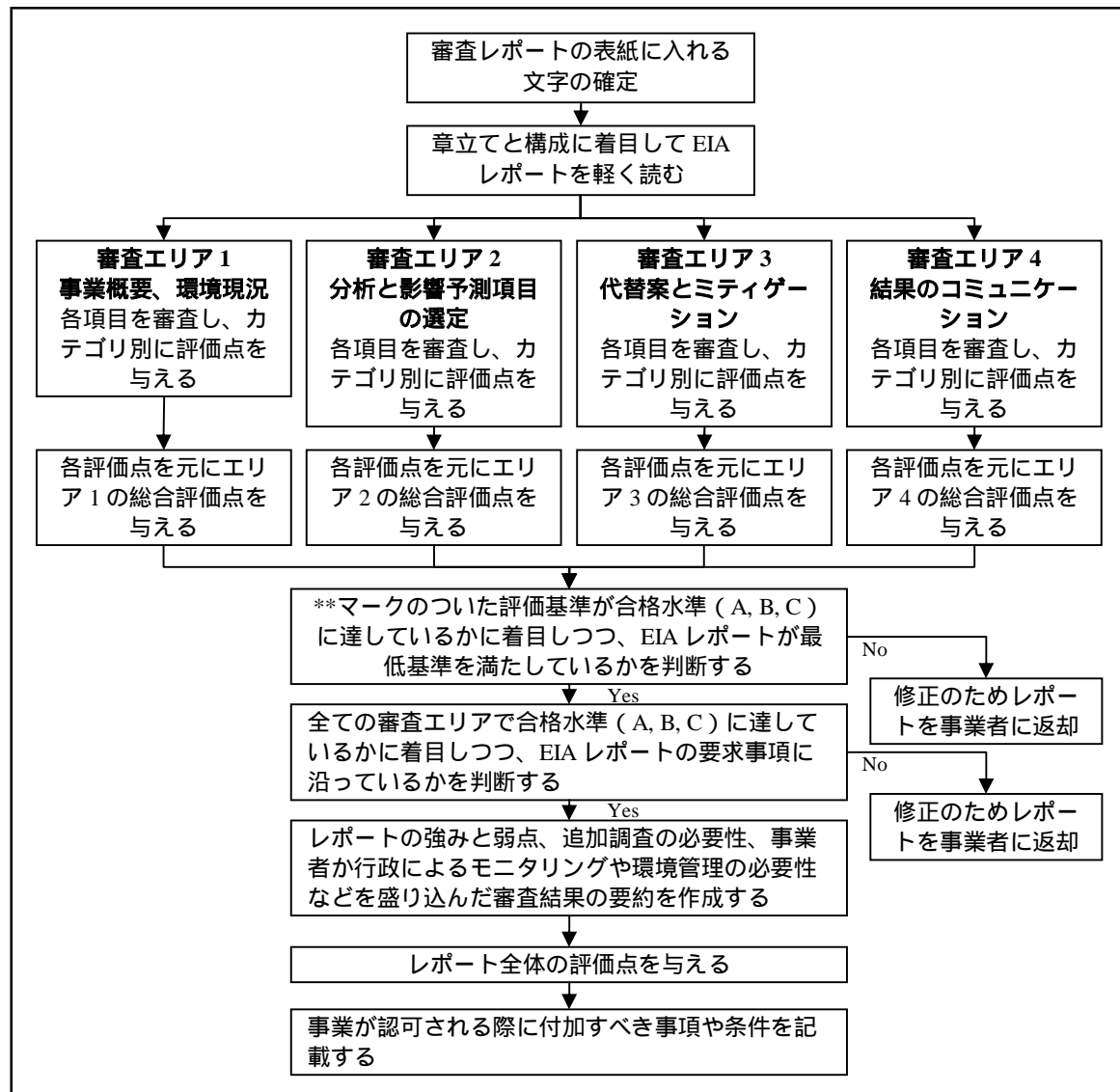
審査には4つのエリアがあり、それぞれに一連の審査手順がある。

審査者は、それぞれの審査カテゴリ別に、指摘事項のリストとともにレポートの出来の評価を行う。審査者は、各項目について A から F までの評価点を与える（審査基準詳細表参照）。審査者は、相対評価によって重み付けされた個々の評価点に基づき、ひとつのカテゴリの評価点を決める。

いくつかの課題とカテゴリ（**で表示）は、EIA レポートの全体的適切性の中核になっている。もし、これらのカテゴリで最低ランク C に達しない場合、修正のためにレポートが事業者に戻されるか、そうでなければ他の適切な補正措置をとるべきである。

レポート全体の総合評価は、もう一度相対評価によって重み付けされた各カテゴリの審査結果に基づいて決められる。これに加え、評価は以下のようなものであるべきである。

- レポートの良いところと悪いところの要約
- 追加調査の必要性
- 事業者または行政によって実施されるべきモニタリングや環境管理の必要性
- 認可が下りることになった際、付加すべき要件や条件



EIA レポートの審査

EIA レポートのタイトルと日付:

EIA レポート審査者:

審査年月日:

審査基準:

ランク	備考
A	全体的に良くできている。補正すべき重要な箇所はない。
B	全体的に必要な部分はカバーされているが、一部欠落部分や不適切な箇所がある
C	不足部分や不適切な箇所もあるが、概ね必要な事項は満たされている
D	良くできている箇所もあるが、欠落部分や不適切な箇所があり、全体的に要求事項が満たされていない
E	不十分である。大きな欠落部分や不適切な箇所がある。
F	大いに不十分。重要な事項が少しまたは全く実施されていない。
非適用	審査できない。事業の枠組みの中で審査を実施することが不適切である。

EIA レポートの審査

前頁の審査基準を用いて、次ページ以降の表を完成させた上で、以下の質問に回答する。

1 最低要件

EIA 審査表の中で**マークのついた項目は全て最低要件を満たしているか(評価点は A, B, C のいずれかか?)

はい いいえ

(“いいえ”の場合は、修正のためレポートを事業者に返却する)

2 全体的な要件

4つのエリア全ての評価点は、最低要件を満たしているか?(評価点は A, B, C のいずれかか?)

はい いいえ

(“いいえ”の場合は、修正のためレポートを事業者に返却する)

3 全体的な質

レポート全体の総合評価点	A	B	C	D	E	F
--------------	---	---	---	---	---	---

総合評価点を与えた主な要因を簡単に解説する。解説では、追加調査の必要性、事業者が行政によるモニタリングや環境管理の必要性に言及するとともに、レポートの強み、弱みを記載する。特に、各種ルールや要請基準の面から見たレポートの適切性に着目する。

4 認可条件

もし EIA レポートを基に、事業の EIA 認可が下りる場合、事業を進める上でどのような条件を付加すべきでしょうか。これらは、行政や事業者の責任とすることが可能です。

審査エリア 1

事業概要、地域の環境、ベースライン状況(事業がなかった場合の状況)

1.1	事業計画の記述:事業の物理的特性、規模、デザインと同様、開発の目的も適切に記述されている。建設中や供用後に必要となる資材の量も記載され、必要に応じて製造工程も記述されている。	
1.1.1	事業の目的と目指すところが適切に説明されている。	評価**
1.1.2	事業のデザイン、大きさ、建設方法と期間、供用中の活動が適切に記載されている。図表、設計図、地図などが適切に使われている。	評価**
1.1.3	レポートでは、環境影響を最小化し、潜在的利益を得るための設計変更が、適切に記載されている。	評価**
1.1.4	汚染物質対策、廃棄物管理、土壌浸食防止、有毒・危険物質管理、労働者支援など、環境面や社会経済面の管理計画が明記されている。	評価
1.1.5	完成時に影響範囲内に出現することになるものが、明記されている。	評価
1.1.6	建設中と供用後に必要となる資材の特徴と量が明記されている。必要に応じて製造工程も記載されている。	評価
1.1.7	建設中と供用後に事業に関わる従業員の推定数が記載されている。	評価**
カテゴリ 1.1 の総合評価		A B C D E F
(**の付いた評価項目は A, B, C のいずれかでなければならない。そうでない場合は、修正のため、事業者にレポートを返却する。)		
コメント		
1.2	立地の記述:開発に必要な土地が、必要な期間や、土地利用とともに明記されている。	
1.2.1	事業によって収容される土地が明記され、その場所が地図にはっきり記載されている。	評価**
1.2.2	収用される土地の将来利用目的が記載され、土地利用計画図が明示されている。	評価
1.2.3	代替計画、代替設計、または代替地が検討され、それぞれ 1.2.1 項と 1.2.2 項の情報を基に、適切に比較検討されている。	評価
カテゴリ 1.2 の総合評価		A B C D E F
(**の付いた評価項目は A, B, C のいずれかでなければならない。そうでない場合は、修正のため、事業者にレポートを返却する。)		
コメント		
1.3	残存物:残存物または廃棄物と発生エネルギーの種類と量が適切に推定され、それらの発生率が示され、さらに処分ルートが明記されている。	
1.3.1	廃棄物、エネルギー、残存物の種類と量、さらにそれらの発生率が適切に推定されている。可能であれば、推定が不確実な部分と不確実な幅または信頼限界が示されている。	評価**
1.3.2	これらの廃棄物や残存物を管理または処理する方法が示され、最終的に環境中に破棄されるルートも示されている。	評価**

カテゴリ 1.3 の総合評価		A B C D E F
(**の付いた評価項目は A, B, C のいずれかでなければならない。そうでない場合は、修正のため、事業者にレポートを返却する。)		
コメント		
1.4	調査・予測範囲:適切な検討範囲と検討期間になっている。	
1.4.1	事業によって影響を受けると推定される環境が、適切な縮尺の地図で図示されている。	評価**
1.4.2	影響を受ける環境の範囲は、事業計画地から離れていたとしても、重大な影響を被る可能性のあるエリアを十分に含んでいる。たとえば、汚染物質の分散する範囲や、事業計画地外の関連構造物、道路交通などによって、影響を受ける可能性がある。	評価**
1.4.3	検討期間は、反応がゆっくりやってくる影響も考慮し、十分な期間である。	評価
カテゴリ 1.4 の総合評価		A B C D E F
(**の付いた評価項目は A, B, C のいずれかでなければならない。そうでない場合は、修正のため、事業者にレポートを返却する。)		
コメント		
1.5	ベースラインの状況:影響を受ける環境の現在の状況と、事業を実施しなかった場合想定される環境の将来の状況が適切に記載されている。	
1.5.1	影響を受ける重要な環境要素が適切に選択され、記述されている。その環境要素のために実施された調査と調査手法が明記され、複雑な影響予測を行ううえで調査範囲も適切である。十分な量の現地調査が実施されている。不明確な部分がどこなのかも記載されている。	評価**
1.5.2	既存データが調べられ、必要に応じて使われている。既存のデータとは、行政や民間組織によって実施された地元の調査や研究結果も含まれる。	評価
1.5.3	地元の土地利用や開発計画が調査され、事業を実施しなかった場合の地域の環境がどのようになる可能性があるのかを推測する上で必要なデータが収集されている。その際、生物の自然変動や人為的活動も考慮している。	評価
カテゴリ 1.5 の総合評価		A B C D E F
(**の付いた評価項目は A, B, C のいずれかでなければならない。そうでない場合は、修正のため、事業者にレポートを返却する。)		
コメント		
審査エリア 1 全体の総合評価		A B C D E F
コメント		

審査エリア 2

影響の分析と予測

2.1	影響の特定(訳注:スコーピング): 大きな影響を与える可能性のあるものを全て選び出す。キーとなる影響を特定し、それらを調査のメインとする。	
2.1.1	TOR で選び出された全ての重要な項目がレポートに記載されている。追加したものや除外したものは適切に説明されている。	評価**
2.1.2	システムティックな手法(その事業のためのチェックリスト、マトリクス、影響ネットワーク図、専門家の判断、広域コンサルテーション)を用いて直接影響や間接影響を抽出している。影響抽出方法の簡単な解説とその方法を選択した理由が記載されている。	評価**
2.1.3	環境面で脆弱な場所、遠隔地への影響、遅れて反応する影響、繰り返し発生する影響(季節的なものなど)、既存事業との累積低影響や相乗影響などに細心の注意が払われている。	評価
2.1.4	検討は通常操業時の影響だけに止まっていない。必要に応じて、通常でない操業や事故辞のことまで含まれている。	評価
2.1.5	着工前、建設中、操業中、閉鎖まで、事業の全ての段階が含まれている。	評価**
2.1.6	重要な影響が抽出され、重点的な調査を行っている。スコーピング手法が記載され、使用するうえで正当な理由が述べられている。	評価**
カテゴリ 2.1 の総合評価		A B C D E F
(**の付いた評価項目は A, B, C のいずれかでなければならない。そうでない場合は、修正のため、事業者にレポートを返却する。)		
コメント		
2.2	影響の大きさの分析(訳注:影響予測): 事業による環境に与える可能性のある影響が分析され、可能な限り正確に記述されている。	
2.2.1	影響は、ベースラインからどの程度乖離しているかという点で分析されている。事業が実施しなかった場合の将来の環境と事業を実施した場合の将来の環境の差異を記載している。	評価**
2.2.2	影響の大きさを推定するために用いたデータは、十分なものであり、明確に記載されている。本来必要なデータとの違いが示され、説明されている。	評価**
2.2.3	影響の大きさを推定するために用いた方法が記載されており、予測範囲の大きさや場所は適切である。予測手法の仮説や限界が、明確に記述されている。	評価**
2.2.4	影響の程度の記述は、その影響の特性に合ったもの(たとえば、強さ、面積、期間、頻度、可逆性、発生確率など)になっている。	評価
2.2.5	可能であれば、予測結果は、予測の幅を示した定量的な数値や、適切な信頼限界と共に示されている。定性的記述でも、必要に応じて、できるだけ明確に記載している(たとえば、「わずかな」という表現は「100m以上の距離」よりも理解しづらい)。	評価
カテゴリ 2.2 の総合評価		A B C D E F
(**の付いた評価項目は A, B, C のいずれかでなければならない。そうでない場合は、修正のため、事業者にレポートを返却する。)		
コメント		

2.3	影響の重大性(訳注:影響評価): 予測された影響が社会に与える大きさが、適切に評価されている。評価基準の出典とその基準を用いた論拠、評価に用いられた仮定や価値判断が十分記載されている。	
2.3.1	ミティゲーションの後も残存するであろう全ての影響の評価が記載されており、影響予測と明確に書き分けられている。	評価**
2.3.2	影響の大きさは、利用可能な全国的かつ国際的基準によって評価されている。影響を受ける事項を、地域的、国家的、場合によっては国際的な観点から位置づけた上で、評価している。	評価
2.3.3	評価のために選択した基準、仮定、評価システムが適切であり、それに反対する考えや意見が存在することも認識している。	評価
2.3.4	可能であれば、環境面の費用と便益による経済的価値が評価されている。	評価
2.3.5	事業によって影響を受ける個人、グループ、村落、政府機関などが明確に示されている。	評価**
カテゴリ 2.3 の総合評価		A B C D E F
(**の付いた評価項目は A, B, C のいずれかでなければならない。そうでない場合は、修正のため、事業者にレポートを返却する。)		
コメント		
審査エリア 2 全体の総合評価		A B C D E F
コメント		

審査エリア 3

代替案とミティゲーション

3.1	代替案: 事業の代替案が検討されている。各代替案は概説され、それぞれの環境影響が示され、選択した理由もしくは選択しなかった理由が簡単に記載されている。	
3.1.1	事業者が実施可能・適用可能な範囲内で、代替立地、代替手法、代替設計、代替運用方法などが検討されている。各代替案の環境面での利点・欠点が検討され、最終案を選択した理由が述べられている。	評価**
3.1.2	可能であれば、工事時期の代替案や地元の人間を雇用した場合と外部の人間を雇用した場合の比較など、建設時の代替戦略を検討し、環境面・社会面での影響が評価されている。	評価
3.1.3	公共事業の場合、問題を解決するための代替手法が検討されている(たとえば、エネルギー効率向上 VS エネルギー供給量増加のためのダム開発 など)。代替手法を検討しない場合は、検討できない理由が述べられている。	評価
カテゴリ 3.1 の総合評価		A B C D E F
(**の付いた評価項目は A, B, C のいずれかでなければならない。そうでない場合は、修正のため、事業者にレポートを返却する。)		
コメント		
3.2	ミティゲーション手法のスコープと有効性: 全ての負の影響に対し、ミティゲーション	

	が検討されている。提案されている影響対策手法が適切且つ効果があることを示す証拠が記載されている。	
3.2.1	個人、グループ、コミュニティー、政府組織など、関連するステークホルダーに対し適切にコンサルティングが実施され、ミティゲーションを検討する上で、彼らの考えが生かされている。	評価**
3.2.2	大きな負の影響全てに対し、ミティゲーションが検討されている。可能な場合、コスト、人員、資材、必要な技術、タイミングなど具体的なミティゲーション手法が決められている。	評価**
3.2.3	ミティゲーションできない残存影響について記述があり、ミティゲーションできなかった理由が述べられている。	評価
3.2.4	ミティゲーション手法がどの程度まで有効であるかが明記されている。ミティゲーションの効果が不確実な場合、またはミティゲーションの効果が操業工程、気象条件に左右されて不明確になる場合は、これらの条件を受け入れることの適切性を示すデータが示されている。	評価
3.2.5	想定される影響、不確実な影響、想定外の影響に対処するため、効果的な環境モニタリングと環境管理計画が示されている。トレーニングが必要かどうか記載されている。環境モニタリングや環境管理計画のコストも計算されている。事業者の責務か行政の責務かが明記され、報告方法やチェック手続きも具体的に記載されている。	評価**
カテゴリ 3.2 の総合評価		A B C D E F
(**の付いた評価項目は A, B, C のいずれかでなければならない。そうでない場合は、修正のため、事業者にレポートを返却する。)		
コメント		
3.3	ミティゲーション実施の責務:事業者には、ミティゲーションの実施する責務があり、実施能力があることが、明確に記載されている。	
カテゴリ 3.3 の総合評価		A B C D E F
(**の付いた評価項目は A, B, C のいずれかでなければならない。そうでない場合は、修正のため、事業者にレポートを返却する。)		
コメント		
審査エリア 3 全体の総合評価		A B C D E F
コメント		

審査エリア 4

コミュニケーション

4.1	市民参加:関連するステークホルダーに、事業計画と事業による影響を知らせ、調査や対策を行う重要な事項に対する意見を得るために、誠実かつ適切なコンサルティングが実施されている。市民参加手続きの範囲と結果がレポートに適切に記載されている。	
カテゴリ 4.1 の総合評価		A B C D E F
(**の付いた評価項目は A, B, C のいずれかでなければならない。そうでない場合は、修正のため、事業者にレポートを返却する。)		
コメント		

4.2	体裁: 読者が必要な情報が簡単にすばやく見つけ、理解できるようなレポートの体裁になっている。引用したデータの出典も記載されている。	
4.2.1	事業概要、EIA で目標とするところ、どのように目標をクリアするのか、などが簡単に記載された導入部分がある。	評価
4.2.2	報告書はセクションや章によって区分され、目次や索引によって重要なデータがどこにあるかが分かるようになっている。添付資料には TOR と影響予測に使われたデータが示されている。調査チームのメンバーの名前も記載されている。	評価**
4.2.3	他の資料からデータや結論、基準などを引用した場合、出典が引用箇所に明記されている。全ての引用資料が、脚注か参考資料一覧に記載されている。	評価
カテゴリ 4.2 の総合評価		A B C D E F
(**の付いた評価項目は A, B, C のいずれかでなければならない。そうでない場合は、修正のため、事業者にレポートを返却する。)		
コメント		
4.3	表現方法: 専門家でなくても理解できるよう、表現の工夫が見られる。	
4.3.1	専門家以外でも理解できる書きぶりになっている。表、グラフ、その他の図などが、適切に使われている。必要のない技術用語や不明確な言葉は使われていない。専門用語、略語、イニシャルなどは、初出時または用語集で説明されている。	評価**
4.3.2	レポートはそれ自体で完結したものになっている。添付資料で示されているものは、本編に十分な説明がある。	評価
カテゴリ 4.3 の総合評価		A B C D E F
(**の付いた評価項目は A, B, C のいずれかでなければならない。そうでない場合は、修正のため、事業者にレポートを返却する。)		
コメント		
4.4	強調部分: レポートはバイアス(偏見)なく記載され、事業を進める上で重要な点が適切に強調されている。	
4.4.1	正の影響であっても負の影響であっても偏向なく、大きな影響を及ぼす可能性のある項目が目立ち、強調されている。	評価**
4.4.2	記述はバイアスなく、ある視点からの意見を押し付けるようなものになっていない。	評価
カテゴリ 4.4 の総合評価		A B C D E F
(**の付いた評価項目は A, B, C のいずれかでなければならない。そうでない場合は、修正のため、事業者にレポートを返却する。)		
コメント		
4.5	一般向けの要約: 主な結論とその結論が導かれた過程が要約してある専門的でない要約がつけられている。	
4.5.1	影響予測と主な調査結果を記載した一般向けの要約がある。専門用語、データリスト、科学論法の詳細説明などは除外されている。	評価**
4.5.2	要約は包括的なものであり、少なくとも事業と立地環境の簡単な説明、主な影響の解説、事業者によって実施されるミティゲーションの	評価

	説明、残存影響の説明が記載されている。情報やデータ収集に用いた手法の簡単な解説やそれらの信頼性も記載されている。	
カテゴリ 4.5 の総合評価		A B C D E F
(**の付いた評価項目は A, B, C のいずれかでなければならない。そうでない場合は、修正のため、事業者にレポートを返却する。)		
コメント		
審査エリア 4 全体の総合評価		A B C D E F
コメント		